

仙北市アートプロジェクト推進事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金交付要綱（平成23年教育委員会告示第22号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、仙北市アートプロジェクト推進事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 仙北市アートプロジェクト推進事業費補助金の審査に関すること。
- (2) 要綱の見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 審査会の委員は、教育部長のほか別表に掲げる課等の職員及びイベント又は文化芸術等に精通している市民のうちから3人以内で、教育長が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 代理出席や意見書、委任状等も出席とみなす。
- 4 審査会に置いて議決すべき案件がある時は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審査会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

別表（第3条関係）

観光課

商工課

角館樺細工伝承館

仙北市民会館

文化財課

平福記念美術館